人権啓発課
☎32-1708　FAX 32-0110
✉jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

\ オンライン開催・参加費無料 /

NWEC フォーラム2021
ジェンダー平等を実現しよう

SDGs（エスディージーズ）の重要な目標の一つ「ジェンダー平等の実現」に向け、一緒に考えてみませんか。

開催期間　12月1日㈬ 9時～21日㈫ 17時

基調講演　「危機の時代のジェンダー平等」
国際連合事務次長・軍縮問題担当
上級代表　中満 泉さん
ライブ配信日時　12月2日㈭ 10時～11時
（録画配信日時　12月4日㈯～21日㈫ 17時）

鼎談（ていだん）　「社会を変える――ジェンダー平等の「壁」を乗り越えるために必要なこと」
ライブ配信日時　12月11日㈯ 13時30分～15時
（録画配信日時　12月14日㈫～21日㈫ 17時）

参加方法など詳しくは
国立女性教育会館 HP ▶

いざというときのための「男性介護教室」を開催しました

9月16日～10月28日に、計4回の介護教室を松橋東防災拠点センターで開催し、延べ35人が参加しました。

車椅子からベッドへ移動するときの注意点を確認

参加者は、「高齢の親の将来を考えている」「介護の経験はあるが満足のいく介護ができず学び直したい」など、さまざまな思いで、講師の話に真剣に耳を傾けていました。アンケートでは、「介護する人とされる人の双方の立場で考える習慣を身に付けたい」「介護用品を実際に触ることで実感が湧いた」「想像以上に多種多様な用品があることも学べた」などの声が寄せられました。

消費者トラブル 注意報

商工観光課　☎32-1604

深刻な事態にも

強引な家の買い取りに注意！

事例　不動産業者から「家について有利な話がある」と電話があり、営業員が訪ねて来た。「家を1,000万円で買い取る。その後は家賃13万円で住め、税金もかからない」と言われた。一人では決められないと断ったが、「早く決めないと売れなくなる」と夜遅くまで勧誘され、契約してしまった。解約したい。（80歳代 女性）

自宅を業者に売却した場合、クーリングオフはできません。契約解除には高額な違約金が必要となり、住む場所がなくなる可能性もあります。一人で対応せず、信頼できる人に相談し、「取引内容を理解するまで契約しない」「家を売るつもりがなければ訪問を断る」を徹底しましょう。

相談は **宇城市消費生活センター ☎33－8277** へ

かしこくみんなの年金学

熊本東年金事務所
☎096-367-2503
市民課
☎32-1417

年末調整や確定申告で使用するまで

控除証明書は大事に保管を

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額は社会保険料控除の対象になります。

控除を受けるには
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付または提示が必要です。

控除証明書は、日本年金機構から11月上旬（10月1日以降に今年初めて納付した人には、令和4年2月上旬）までに送付されます。

家族の国民年金保険料を本人が納付した場合は、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに届いた控除証明書を添付し、申告してください。

郷の記憶をたどる

文化振興課　☎32-1954

私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわるさまざまな文化の魅力を発信します

企画展「月翁公の見た夢　細川興文と蕉夢庵」

宇土藩第5代藩主細川興文と、彼が隠居後を過ごした蕉夢庵の関連資料を展示。興文こと月翁が思いを馳せた世界へとご案内します。

月翁肖像画

期間　12月14日㈫ ～ 令和4年2月27日㈰

宇土藩第5代藩主細川興文は、宇土市に巡らされた日本最古の現役上水道である轟泉（ごうせん）水道の整備など産業を振興し、藩校「温知館（おんちかん）」や武館を設け教育制度を整備するなど、宇土藩政に多大な功績を残しました。

不知火町桂原（かづわら）にある蕉夢庵跡（市指定史跡）は、文化人であった興文が隠居後に趣味を楽しみながら余生を過ごすため、自ら設計した草庵の跡地。

▲ 蕉夢庵景勝図画詩文合巻

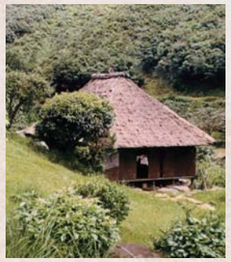
蕉夢庵（撮影 昭和50年代）▶

また、蕉夢庵という名は、後背の山麓に芭蕉（ばしょう）が茂り、鹿が峰を下る様子から、列子の説いた「蕉鹿夢（しょうろくのゆめ）」になぞらえて付けられたとされています。

「蕉鹿夢」では現実で起こったことを夢だと思い込んでしまったことから、興文が自身を「月翁」と称した隠居後も関わり続けた藩政への思いと、周囲の美しい景観の中で過ごす余生とを「夢と現（うつつ）」になぞらえたのではないかともいわれています。

郷土資料館

開館時間　10時～17時
休館日　月・木曜（祝日の場合はその翌日）
住所　豊野町糸石3818　☎45-2102

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課　☎32-1934

本田博通（ひろみち）地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします

みかんを食べさせてあげたこと　－後編－

その頃参加し始めた「共に生きる会」というサークルで、私は大輔という青年と出会いました。彼は全介助を必要としながらも施設を選ばず、ヘルパーを雇い、熊本市内に一軒家を借りて暮らす強者でした。30年前のその当時、養護学校の高等部を卒業後、そんな選択をする人はいません。進路は施設か在宅です。固まった指でキーボードを叩き、音声変換していく彼の語りはとてもゆっくりでしたが、分けられて育てられてきたことへの、今に続く苦痛と怒りが伝わってきました。

彼と研究会に参加したお昼のことでした。Nさんが彼の弁当を開きます。Nさんは隣の学校の先生。いつも大ちゃんの車いすを押し、私を「共に生きる会」に誘ってくれた女性です。暖かな日差しのベンチで、私も弁当を開きました。私が食べ終えると、食事の介助をしていた彼女が声を掛けました。「本田さん、大ちゃんに食べさせてよ」大ちゃんとは冗談も言えるようになり、親しげに振る舞っていた私でしたが、車いすを押す以外の介助は全て彼女に任せていました。「いいよ」と軽く返しましたが、一瞬の「間」がありました。その「間」は初めて食事介助をする私の惑いと不安でした。弁当を受け取り、隣に座ります。子どもたちが共に育つ姿を話している自分がぶざまな介助を見せてはならない。そんな思いに私は支配されていきました。おかずが先か、ご飯なのか、量はこれくらいでいいのか…。作り笑顔の涼しい顔とは裏腹に体がカアッと熱くなるのを止められません。口元から唾液とご飯つぶをあふれさせる大ちゃんに私は途方にくれました。

介助が終わるのに長い時間がたったように感じました。その時、私は分かったのです。子どもたちは「共に」だったけれど、私は「共に」ではなかった。私が語るのは子どもたちの姿で、私の生き方ではなかった。「共に生きること」を阻み、生き難くしているものは自分の中にあったのです。生活を通して知り合うことの意味を知った出来事でした。